

令和４年 第６回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和４年６月１０日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年6月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 18名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 6番委員 青 柳 健 市 7番委員 鈴 木 保 雄
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿 10番委員 阿 部 均 司
11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明 13番委員 阿 部 敏 男
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸澤 奈実恵 19番委員 中 島 工 リ
 - 4 欠席委員 1名
5番委員 斉 藤 忠
 - 5 議事録署名委員
6番委員 青 柳 健 市 7番委員 鈴 木 保 雄
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第23号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について
(2)農地復元届出兼農地台帳搭載について
(3)令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設定等について

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。
- 開 会 末
- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に6番青柳健市委員・7番鈴木保雄委員を指名し議事に入る。

	続いて、今日の議事に入ります。 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件、1件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・番号1、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明ございました。 担当地区の方の現地調査報告を、続いてお願いできればと思っております。
14番委員	14番の原澤です。〇〇担当になります。 今、1番最初に出たパネルに載ってたんですけども、自宅から西方のほうへ150m、三角地です。それで、この土地は〇〇さんが所有していて、それで〇〇さんのやつを、耕作できないというので、〇〇さんち、〇〇さんちがずっと長年耕作して、それで〇〇さんが亡くなったもんで、これからの維持管理とともに譲ってほしいということで、長男の〇〇さんと交渉した結果、譲ってもらえたと、そういう形になりました。 それで、農地法第3条による調査事項なんですけれども、1、2、3、4番まで全部適当と私は判断してまいりました。 皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。
議 長	原澤委員、ありがとうございました。 皆さんのほうから質疑それからご意見ございましたらお願いいたします。 ございませんか。 （「はい」の声） なければ、承認ということでよろしいでしょうか。 （「はい」の声） では、議案第20号1番は許可といたします。 続いて、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3ページをお開きください。 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、2件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 1番から議事に入っていきたいと思います。
 番号1番の担当地区の委員さんの現地報告を、近藤さんでよろしいかな、はい、お願いいたします。

2番委員 お世話になります。2番、〇〇区担当地区の近藤民治です。よろしくお願いします。
 農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。
 申請地は、〇〇より〇〇方面へおおそ520mのところでは。
 6月7日に現地調査を行い、申請者の代理人に確認いたしました。
 〇〇さんは、〇〇を取り壊し跡地の隣接地の畑に〇〇を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金計画は確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、申請農地面積は2,767㎡ですが、隣接宅地と合わせ、土地利用計画図の状況からも適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は〇〇沿いの家庭菜園等の隣接であり、支障は発生する見込みはございません。転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についてですが、周辺にわずかな農地の存在のみで、想定される被害等はないと思います。そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。
 よろしく審議いただきますよう、よろしくお願いします。
 以上です。

議 長 近藤委員、ありがとうございます。
 皆さんのほうから、1番につきましてご説明を受けまして、ご質疑ございますでしょうか。
 質疑ございませんので、これも承認という格好を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。
 （「はい」の声）
 では、議案第21号、番号1番は許可相当といたします。
 続いて、番号2番について、担当地区の須藤さん、調査報告をお願いいたします。

9番委員 9番の〇〇を担当します、須藤です。
 農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。
 申請地は、〇〇を北へおおそ100mのところでは。
 6月3日、現地調査を行い、申請者の〇〇さんに確認いたしました。
 〇〇さんが当地に事務所を建設されたのは、昭和57年のことでした。当時の扱いは不明ですが、公共工事の特例的なものを適用し、〇〇工事の残土が大量に出て、〇〇敷地は〇〇が取得し、その残土を利用、造成したものの隣接地は貸借により造成前より使用していたと思われ、計画転用するものではありませんでした。転用目的の確実性につきましては、既に利用されている事案であります。申請面積の妥当性ですが、申請面積は990㎡であり、周辺の状況からもやむを得ないと思われます。周辺の農地の営農条件への支障の有無ですが、

現地の周辺に農地はなく、支障が発生することはございません。本件は始末書付の追認案件でございます。その他に想定される懸案事項は特に見当たりませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

須藤委員、ありがとうございました。

追認という格好を取るわけですが、こういう事案はなかなか難しいとか。やっぱり出てこない、個人のものでやっぱり相続とかそのときにそのままにしておいたり、やっぱり出てこないとなかなかできない案件でしょうか。事務局、何か対策とかその辺の方法を考えておりますか。

事務局

今回、事務局も現地調査に伺わせていただいて、許可権者の群馬県の担当者と現地伺って、いろいろ経緯を調べたところなんですが、分かる範囲で調べたところ、先ほど担当委員の報告にあったとおり、当時、〇〇の残土が大量に出て、このため、今回も議案にあるんですけれども、制限除外によって、農地法に関わらず、当時その土砂を入れることを公共性が高いということで実施された事業ということであります。もう何分にも、今この経緯を知る職員も不在となっていて、〇〇さんぐらいだろう、〇〇を超える〇〇〇〇さんだろうということであります。

その辺の当時の状況等鑑みてやったことだと思われるんですが、今後の5条案件、4条案件、転用の件については、許可いただいた後、許可後3か月もしくは1年、完成するまで完了報告書というのを申請者に出させるようにしております。それより長いと、こちらの調査を継続、もしくは定期的に3年後に検査が入って、群馬県と一緒にその状況を把握するというようなことを、現時点では行っております。

ただ、残念ながら古い案件については、まれにこういった形で、所有者もしくはその方が移転とか、先ほど申し上げたとおり、相続、何かで、気がついて実は当時申請してなかったの、出てくることもございます。

今後については、こういうことのないように、事務局、群馬県等で、そういった形で追認が出ないようにさせていただいておりますので申し添えいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

皆様のほうからはご質疑ございませんでしょうか。

なければ、第21号2番の案件は承認という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第21号番号2、許可相当といたします。

続いて、議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

では、5ページをお開きください。

議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

	別紙記入事件、2件。 次のページをお開きください。 農用地利用集積計画概要でございます。 畑の賃貸借の通年812㎡、使用貸借の通年601㎡、利用権存続期間は5年1,413㎡、合計1,413㎡です。貸手は2戸、借手も2戸でございます。 7ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がございました。 この件に対して、皆様のほうからの質問ございますでしょうか。 意見がなければ、申請のとおり議案第22号を承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声） ないようですので、集積計画を決定させていただきます。 続きまして、議案第23号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）を、事務局よりお願いいたします。
事務局	8ページをお開きください。 議案第23号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。 次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。 別紙記入事件、7件。 次のページをお開きください。 農用地利用集積計画概要でございます。 田の使用貸借の通年7,334㎡、利用権存続期間は10年7,334㎡、畑の賃貸借の通年2,874㎡、利用権存続期間は10年2,874㎡、田と畑の合計は10,208㎡です。貸手は7戸、借手は5戸でございます。 10ページから11ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ご説明ありがとうございました。 この7件ありますが、委員の方からのご質疑ございますでしょうか。 なければ、申請のとおり議案第23号を承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声） じゃ、議案第23号を承認ということで決定させていただきます。 続きまして、番号5、報告事項・議事事項、事務局よりお願いいたします。
事務局	12ページをお開きください。 協議事項・報告事項（1）制限除外の農地等異動通知書について。

	農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。 ◇（議案書・番号1、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局よりご説明いただきました。 皆さんのほうからお聞きしたいようなことがございましたらお願いいたします。 なければ、決定といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「はい」の声） 続いて、（2）の農地復元届出兼農地台帳搭載について、事務局より説明がございます。お願いいたします。
事務局	13ページをお開きください。 協議事項・報告事項（2）農地復元届出兼農地台帳搭載について。 農地台帳登載に係る取扱いについての第3の（3）により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。 ◇（議案書・番号1、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 このことにつきまして、担当地区の委員さん、現地の調査報告がございますので、お聞きいただきたいと思います。
4 番 委 員	4番、〇〇地区担当の林功です。 農地台帳登載に関わる調査結果についてご報告いたします。 6月1日に現地調査を行ったところ、野菜、果樹等、栽培されており、畑としての利用が確認できましたので、ご報告させていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 現地を確認していただいたようで、そこには農作物等はいくらつくられているということでございます。 皆さんのほうから何かございますでしょうか。 なければ、農地台帳へ登載するということでよろしいでしょうか。 （「はい」の声） ありがとうございます。それでは、承認として、農地台帳へ登載いたします。 続きまして、（3）令和3年度の点検・評価と令和4年度の最適化活動の目標について、事務局より説明がございます。
事務局	協議・報告事項（3）令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設定等について。 別紙、活動の点検評価と最適化活動の目標設定案について、公表及び国への報告、承認を求める。 こちらのほうは、1枚めくっていただくと、令和3年度の活動の点検というものになります。

こちらについては、農林水産省経営局長通知により、各農業委員会は、県農業会議に確認を求めた上で、総会の承認を経て、国へ報告、ホームページ等での公表をすることと求められております。

本年、令和4年度は、活動の点検・評価から最適化活動の目標の設定等と名称を変え、内容も変更されたものでございます。これは、様式の変更により、目標の明確化が加えられたものでございます。

内容を簡単に説明申し上げます。

先ほどの左肩に別記様式2号と書いてある、活動の点検・評価でございますが、こちらは令和2年に目標設定し、その活動の内容を示したものでございます。

農業の概要、こちら農業委員会が担当している農地の面積等が、2020年に農林業センサスという統計が発表されたものの数字に代えさせていただいております。

続いて、農業委員会の現在の体制ということで、農業委員さんの人数等が、あと推進委員の人数が書かれておりますが、こちら、4月18日に改選となった前の旧体制の人数と様子でございます。農業委員さんの19人の内訳として認定農業者とあと女性の数等を表しているものでございます。

1枚めくっていただきまして、担い手への農地利用集積、集約化というページがございます。

こちらについても、目標自体は令和2年に定められて、その実績数値が書かれているところでございます。その地域の中心的な農業者、認定農業者に効率的に農業をするように、先ほど案件にもありました計画により集積された数字、1年間分の数字が書いてあります。

中段2番の真ん中、1、新規実績というところが、去年の集積した面積の数値でございます。それに対する目標が設定されているわけなんです。昨年度で言うと、令和12年に群馬県内で65%の集積を進めようということでございますが、みなかみ町もそれと言われましたところで、数字から言うと、12haというのは目標数値の85.42%ということでございます。みなかみ町は中山間地域でございますので、狭小、小さくて、条件が不利になってしまう農地が多いことから、集積しづらいという特性がございますので、目標に若干足りなかったということもあると思います。

続くページが、3、新たな農業経営を営もうとする者の新規参入等でございます。3年間にわたり新規参入した経営体とその始めた農地の面積が記載されております。

こちらについても、3年度の実績が1haと。経営体で、おおよそこれについても、参入面積についてはヘクタールとしては実績が上がっていないという状況でございます。今後、新規参入を増やす上でそれに続く目標というものを掲げて、目標を持って進めていくということになっております。

1枚めくっていただいて、ページが18となっているところです。

遊休農地に関する措置の評価という形になっております。こちらについては、推進委員さんに利用状況調査、農地の調査、パトロールをしていただいている数値から遊休農地の面積を割り出し、そこについてどのぐらい遊休化が避けられているのかという数字を表したものでございます。

この活動の内容を、計画を立てて行っているところでございますが、ともに8月から10月のパトロールとそれに関する利用意向調査というものをさせ

ていただいている次第ですが、昨年、大幅な改正であったことから、今年度は利用意向調査については遅れているという状況でございます。

続くページは、違反転用への適切な対応というページでございます。

こちらについては、先ほどの利用状況調査等で、遊休農地を積極的に活用するような方法を見つけなさいということでさせていただいているところですが、具体的な方法としては、先ほどのような状況でございます。

続くページは、農地法によるどのぐらいの件数が出ているか等を、統計的な数字が記載されてあって、次年度の目標に対する基礎資料ということになっているところでございます。

点検・評価については、これを公表するようにということです。この後、6月中にはみなかみ町のホームページ、もしくは日本農業会議所、農業委員会の親方の組織ですね、県があって国の組織に報告して、国への報告に至るという仕組みになっております。

さて、その次のページなんですが、令和4年度の最適化活動の目標設定等となっております。

こちらは、先ほどの点検・評価から、令和4年度からこういう形で表しなさいということで示されたものでございます。

こちらのほうの農業委員会の状況については、今現在、委員をやっている方の様子を、統計的なものを1枚目で表しているところでございます。農地の面積等の統計は、先ほど話させてもらった農林業センサスを基準にさせていただいております。

今回、この指定された最適化活動の内容については、3つの大きな目的、目標を数値化したものを、目標と定めているところでございます。

続く2番は、最適化活動の目標という形になっております。

こちらのほうは、先ほどの話の内容でも表現が変わっているんですが、集積活動についての目標でございます。

こちらについては、少し先ほどの話のとおり、令和12年の群馬県で66%に集積をしようという県の目標について、みなかみ町はこのぐらい目標設定をしなければ66%にならないという数字から割り出したものの数字が、真ん中中段の2番、目標のところの、今年度新規集積目標、25haとなっております。倍程度ですね、今年の実績の倍程度の目標となっておりますが、それに達成するように目標を設定させていただいているとおりでございます。

2番が遊休農地の解消ということで、こちらについても、先ほどの農地パトロールから出てきた簡易な方法での農地復元、営農の始められる状況の農地について、5年間で解消するというような目標設定となっており、そちらの目標数値が、真ん中中段の現状と課題のところのうち、緑区分の遊休農地面積120haが5年間で解消するような目標、その差のアの緑区分の遊休農地の解消目標面積24haと定められているところでございます。

続きまして、新規参入の促進というのが、今回は3番目の目標として掲げられています。

こちらについては、現状の新規参入者数、3年にわたるものについて目標が設定されていて、目標について権利移動の面積とその新規参入者による農地の集積面積が3.5haとして目標設定されております。

こちらのほうは、今日も多くの委員さんの方に、最適化活動ということで日誌の提出をいただいたところでございますが、現状だと、一月当たり6日間の

活動目標が定められておりますので、それを目標とさせていただいております。

皆さんのいろいろ問い合わせいただいて、どういう活動をしていこうか、どういう活動になるのかという問合せをいただいておりますので、そちらのほうを配慮していただいて活動していただいていることに、感謝を申し上げたいと思います。今後もよろしくお願いいたします。

大きくはこの3点について、このような目標設定させていただくことになりますので、ご承認をいただき、報告、公表という形につなげたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明と代えさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

あまりいっぱいの説明でございまして、皆さんには初めて目を通すわけで、これは、ということはあれですか、今ここで決定しないと、そういうことは、あるいは時間が取れますか、皆さんに目を通しておいていただいて後日という格好は取れないですか。

事務局

大変、事務局のほうの不手際で、今回の定例でかけることになった形なのですが、6月中に公表を、報告しなくてはならないという形になっておりますので。

正直に申し上げて、目標は目標として設定させていただいて、それに向けて皆様のこれからの意見をいただいて、それに向けて進めさせていただきたいということでご理解いただいて、今回ご承認いただければと思います。

また、内容については、いろいろご意見をいただきながら、次年度もしくはその数値について生かしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま目標は目標で設定させていただきましたけれども、それについての、上から、国のほうからもうこういうふうにしなさいという説明があったり、いろいろするわけだけれども、やっぱり目標達成はかなり難しいのかなというので聞いて、遊休農地の解消とかその辺のことも含めて。

目標は目標で鋭意努力するという方向でよろしいですか。

事務局

会長がおっしゃるとおりでございます。

議 長

皆さんのほうから、大変初めてちょっとこういう数字が出てきたり、いろいろ見るわけですけども、だから農林業のセンサスに基づいて統計的なものから抜粋しているということでございます。

皆さんのところでご意見ございますでしょうか。

なければ、事務局が今言ったように、6月公表という格好なので、皆さんの承認を求めたいということでございます。いかがでしょうか。

なければ、これを承認といたして公表するような格好にしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

じゃ、承認の方向でいきたいと思います。

6番のその他に移りたいと思います。

	事務局、何かご用意ございますか。
事務局	特にございません。
議 長	以上で、議事、報告事項の全てを終了いたします。 以上です。
閉 会	みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時20分〕